

2023 年 9 月 21 日

インボイス制度への対応について

平素より筑邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除の方式として「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。

これを受けて、弊社では下記の対応を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

T 6 2 9 0 0 0 1 0 4 9 1 6 8

2. 筑邦銀行のインボイス制度概要について

<営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について>

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」等を発行いたします。
- (2) 弊社が作成した振込依頼書などを使用してお振込された場合などは、お客さまにお渡しする複写式の「手数料受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。
- (3) お客さまがインボイスに対応していない現行の振込依頼書等（弊社が作成していないものを含む）を使用してお振込された場合は、お客さまからのご依頼に応じて手数料受取書等にインボイスの記載事項を追記いたします。

<自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について>

自動振替等で預金口座よりお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「手数料のご案内」^(注1)を新たに作成し、1 か月分を集計して、郵送いたします。

(注1) 「手数料のご案内」に記載される主な手数料は、ちくぎんビジネス Web サービスを利用した都度振込手数料、総合・給与振込の振込手数料、定額自動送金サービスの振込手数料、口座振替手数料等となります。

<ATM・両替機でのお取引について>

ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上